

福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内の飲食店における新型コロナウイルス感染対策の取組みを支援することにより、感染拡大の防止を図ることを目的とし、予算の範囲内で福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金（以下、「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 飲食店 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく営業許可の取得事業者のうち業種が飲食店営業、喫茶店営業の事業者（客席を設けず持ち帰り用の食品の提供のみの形態を除く）とする。
- (2) ステッカー 福岡県「感染防止宣言ステッカー」とする。
- (3) 中堅企業者 資本金10億円未満もしくは常時使用する従業員の数が2,000人以下とする
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とする。

(事務の取り扱い)

第3条 福岡県から助成金事業を委託された「福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取り扱いを行う。

(交付要件)

第4条 助成金の交付対象者は、「飲食店（客席を設けず持ち帰り用の食品の提供のみの形態を除く）」であって、次の各号にいずれも該当するものとする。

- (1) 県内に店舗を有する中堅企業者、中小企業者、及び個人事業者。
- (2) 業種別ガイドラインに従った感染防止対策を行ったうえで、ステッカーの登録及び店舗に掲示していること。
- (3) 福岡県が実施する新型コロナウイルス感染防止対策として、別表1の1に掲げる補助金等の支援を受け、又は受けることが決定していないこと。

(宣誓事項)

第5条 別表1のいずれにも宣誓した者でなければ、助成金を交付しない。

(不支給要件)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織または団体

(交付の金額と対象経費及び期間)

第7条 助成額と対象となる支出額の範囲は別表2のとおりとする。ただし、支出金額は、感染対策として別表3に掲げる対象物品の購入に要した経費とする。

2 助成金の交付は、1事業者1回限りとする。

3 助成対象となる期間は、令和2年4月1日から令和3年2月28日とする。

(助成金の申請期間)

第8条 助成金の申請期間は、令和2年9月18日から令和3年2月28日とする。

(助成金の申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要事項を記入し、申請内容に虚偽がないこと等について同意した誓約書(添付様式3)その他別表4に掲げる申請添付書類を添えて、事務局に郵送で申請しなければならない。

(助成金の決定通知)

第10条 前条の規定による助成金の申請があったときは、事務局は、その内容及び額について審査し、県に審査結果を報告する。県は、申請内容が要件を満たしている場合、交付決定を行う。事務局は、県の交付決定に基づき、郵送により申請者に対し交付決定の通知を行うものとする。

(検査等)

第11条 知事は、適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成金の申請者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他店舗等を検査することができる。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、助成金の申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。

(2) 第6条の規定に該当することが明らかになったとき。

(助成金の返還)

第13条 知事は、前条の規定に基づき助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金の交付を行っているときは、助成金を返還させることができる。

2 知事は、前項に基づき助成金を返還させるときは、助成金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第2号）により、次に掲げる事項を助成金の申請者に通知する。

- (1) 返還すべき助成金の額
- (2) 違約金に関する事項
- (3) 返還期限

(公表)

第14条 知事は、必要と認めるときは、申請者の名称、代表者名、助成金の内容等について公表することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、助成金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年9月18日から施行し、同年4月1日以降に行われた別表3に掲げる対象物品の購入について適用する。

附 則

この要領は、令和2年12月10日から施行し、同年4月1日以降に行われた別表3に掲げる対象物品の購入について適用する。

別表 1 (第 4 条、第 5 条関係)

宣 誓 事 項	
1	第 4 条の要件を満たしていること。なお、同条 (3) に規定する補助金等とは、以下の 2 件とする。 ・ 中小企業経営革新実行支援補助金 (感染防止対策) ・ 宿泊事業者緊急支援補助金
2	過去に福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金の交付を受けていないこと。
3	申請内容に虚偽がないこと。虚偽が判明した場合は、助成金の返還に応じるとともに、助成金と同額の違約金の支払いに応じること。
4	申請内容に虚偽が判明した場合、申請者の名称、代表者名、助成金の内容等について公表することに同意すること。
5	福岡県及び事務局が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入等の調査に応じること。
6	申請に添付した資料等について、原本と相違ないこと。
7	感染対策のために購入した物品を、私的使用や転売など他の用途に使用しないこと。
8	店舗において感染者が発生した場合は、保健所の調査に協力すること。
9	福岡県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が事業主又は役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
10	第 6 条の不支給要件に該当しないこと。

別表 2 (第 7 条第 1 項関係)

対象となる支出額の範囲	助成額	
	単独店舗の事業者	複数店舗を有する事業者
2 万円以上 3 万円未満	2 万円	2 万円
3 万円以上 4 万円未満	3 万円	3 万円
4 万円以上 5 万円未満	4 万円	4 万円
5 万円以上	5 万円	
5 万円以上 6 万円未満		5 万円
6 万円以上 7 万円未満		6 万円
7 万円以上 8 万円未満		7 万円
8 万円以上 9 万円未満		8 万円
9 万円以上 10 万円未満		9 万円
10 万円以上		10 万円

別表 3 (第 7 条第 1 項関係)

対 象 物 品	
(以下のうち、新型コロナウイルスへの効果が一般的に認められているものとする)	
1	マスク
2	フェイスシールド
3	消毒液 (手指用、設備用)
4	非接触型体温計
5	使い捨て手袋
6	ペーパータオル
7	間仕切り (ビニールカーテン含む)
8	サーモグラフィカメラ
9	サーキュレーター
10	空気清浄機 (ウイルス除去効果が認められるものに限る)
11	その他、業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策の徹底に必要なものとして知事が認める消耗品

※ 10 については、型番が分かる書類及びウイルスを除去または抑制する旨が記載されている製品取扱説明書やカタログのコピー、ホームページの抜粋など、機能を有することが分かる書類を提出すること。

別表 4 (第 9 条関係)

申 請 添 付 書 類	
1	食品衛生法に基づく営業許可証の写し
2	助成金振込先が分かる通帳の写し
3	対象経費の内容が分かるもの (領収書等の原本)
4	店舗内の感染対策が分かる写真
5	誓約書
6	役員名簿
7	その他事務局が必要と認める書類